

4月12日執行 大阪府議会議員選挙

【問合せ】
羽曳野市選挙管理委員会
羽曳野市誉田 4-1-1
☎958-1111 (内線 4610・4620)

■ 期日前投票 ■

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。

4月4日(土)～11日(土) 8:30～20:00

- 市役所本庁 1階ロビー
- 総合スポーツセンター 1階幼児室 (はびきのコロセアム)

■ 不在者投票 ■

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票所（または期日前投票所）に行くことができない方で、次のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。※なお、不在者投票の手続きには、日数が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

①長期出張や出産などの理由で、市外に滞在している場合

羽曳野市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。なお、投票用紙等の請求はできるだけお早めにお手続きください。「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所に備え付けています。また、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

②道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院、入所している場合

投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます詳しくは病院（施設）側にお問い合わせください。

③身体に障がいをお持ちの人（公職選挙法に定められている一定の障がいに該当する人）

「郵便等による不在者投票」の制度があります。※郵便による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要です。あらかじめ交付申請を行ってください。

◎郵便等による不在者投票のできる人

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障がいまたは要介護の状態にある選挙人の方には、期日前投票または一般の不在者投票のほかに、現在する場所（自宅など）で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

①身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級もしくは3級
- ・免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで

③要介護状態区分が要介護5と介護保険被保険者証に記載されている方。

※上記①～③に該当するかが不明な場合はお問い合わせください。

◎郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の①または②に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届けた選挙権のある方に投票に関する記載（以下「代理記載」という。）をさせることができます。

- ①身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載された方

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（同時手続可能）

◎郵便などによる不在者投票のできる期間

期日前投票及び一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票日当日【4月12日(日)】の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へおくらなければなりませんので、必ず郵便などでお早めにお送りください。

◎郵便などによる不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前【4月8日(水)】までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便などにより投票用紙等の交付を請求してください。（また、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳等を添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。）

◆大阪府議会議員選挙における住所移転者の選挙権の行使について

最近、住所を異動された場合、投票場所などが変わることがあります。次の表でご確認ください。

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届をされた方	他府県からの転入 今年1月2日以前	○		
	大阪府内からの転入 今年1月3日以後			○
転出届をされた方	他府県への転出 全期間			○
	大阪府内への転出 今年1月2日以前に新住所地で転入届 今年1月3日以後に新住所地で転入届	○	◆	
転居届をされた方（同一市町村内）		住所地市区町村の選挙管理委員会に投票所をご確認の上該当の投票所へお出かけください。		

※◆印での投票は、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要。

※平成27年1月3日以後、大阪府内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

※前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。従って、投票日までに最寄りの市（区）役所または町村役場の住民票を担当する窓口で証明書の交付を受けておいてください。

（ただし、最近2回以上住所を移動された方は、取扱いの異なる場合があります。）